午後一時十分開会

○参議院議長（伊達忠一君）　どうも皆さん、御苦労さまでございます。

今日、皆さん方に御了解いただきたいことは、十三時という御案内でございましたが、実は松沢先生が予算委員会の理事会に出なきゃならぬということで十分遅らせていただきましたけど、まだ終わっておりませんので、終わり次第こちらに参ると思いますので、御了承のほどお願いをしたいと思っております。

本当に皆さん方、お忙しいところ何度も足を運んでいただきまして、全体会議をさせていただきました。本当にありがとうございます。天皇の退位についての立法府の対応について各党・各会派の皆さん方の全体会議、できれば今日は最後にさせていただいて、取りまとめをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

一昨日の全体会議において、皆さん方に衆参の四者会談による議論のまとめをお示しをさせていただいて、各政党・各会派の皆さん方にお持ち帰りをいただいて御検討をいただくようにとお願いをさせていただきました。

各党・各会派からは、既にもう「とりまとめ」に対する御意見を書面にて実はいただいているところもございます。お手元に配付しておりますこちらの御意見は、本日の全体会議の議事録に掲載をするとともに、その後予定しております、一応二時でございますが、安倍総理大臣に会って、参考としてお渡しをしたいというふうに思っております。

恐縮でございますが、実はそういうことを前提にしていただいて、文書で出しているからいいです、ないですというところもあるかもしれませんけど、一通り御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まず自由民主党さんからお願いをいたします。

○衆議院議員（高村正彦君）　いろいろありがとうございました。

自由民主党としては全く異存がございません。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。

それでは、民進党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（野田佳彦君）　私ども民進党は、昨年の十月に党内に皇位検討委員会を設置しまして、そして十二月に皇位継承等に関する論点整理を取りまとめました。この論点整理に基づいてこれまで私どもの主張を行い、国民を代表する立法府における総論形成に向けて全力を傾注をしてまいりました。

おとといか、正副議長による天皇の退位等についての立法府の対応に関する議論の「とりまとめ」をいただきましたので、これまでもずっと全党議員を対象に意見交換をする場を随時設けてまいりましたが、改めて昨日も全議員懇談会を開き、御意見をいただきました。そこで出てきた主な更なる主張についてはメモとして取りまとめさせていただきまして、昨日副議長に提出をしておりますので、お取り計らいの方をよろしくお願いをしたいと思います。

その上で、党内の手続としては常任幹事会を開きましてお諮りをいたしましたところ、最終的にこの「とりまとめ」を了承をするということを決定をさせていただきましたことをここに改めて表明をさせていただきたいというふうに思います。

これから各党からの対応方針が開陳されると思いますが、この立法府の総意が決定をしたならば、その後、政府の立案作業をしっかりと我々としては吟味をしていきたいと思いますし、法案が提出された際は法案の審議をしっかり行っていきたいと思います。

あわせて、女性宮家等の皇位の安定的継承の問題を含めて、象徴天皇制に関わる問題を積極的にこれからも議論をしていきたいと思います。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございました。

それでは、公明党さん、お願いいたします。

○衆議院議員（井上義久君）　取りまとめに当たりまして、衆参両院の議長、副議長には大変御尽力いただきましたこと、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私どもといたしまして、この「とりまとめ」につきまして党内で議論をさせていただきましたけれども、このとおりで結構でございます。どうかよろしくお願いしたいと思います。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございました。

それでは、共産党さん、お願いいたします。

○参議院議員（小池晃君）　天皇退位の立法化に当たって、その立法理由が退位を認めることについて広く国民の理解が得られているということに置かれるのであれば、憲法に照らして適合的であり、了としたいというふうに思います。

同時に、「とりまとめ」には私ども幾つかの問題点を感じておりまして、それは今日文書でお配りいただいているとおりであります。「とりまとめ」の御苦労は多としたいというふうに考えますが、私どもとしては、幾つかの問題点を感じておりますので、全会派を拘束する文書とはすべきではないと考えておりますし、憲法に関わる重大問題ですから、今後、国会での慎重で十分な審議を通じて進めるべきであって、この「とりまとめ」を今後の国会での審議を縛るものとしてはならないというふうに考えていることを改めて申し述べたいと思います。

以上であります。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。

それでは、日本維新の会さん、お願いいたします。

○参議院議員（片山虎之助君）　今回の「とりまとめ」につきましては、我が党の主張についてはおおむね入れていただきまして、基本的には賛成でございます。衆参正副議長さんの御労苦を多としたいと、こういうふうに思います。

ただ、一点、私どもが主張した、皇室に係るその他の諸問題の議論をする場を、内閣がおつくりになるのは内閣の御判断でございますが、国会にも要るのではなかろうかと、こういうことを主張いたしましたが、中を読ませていただくと、入っているような入っていないような、入っているといえば入っているのかもしれませんが、入っていないといえば入っていないような気が、はっきりしておりません。しかし、この段階で書いてくれとは申し上げませんが、そういう場をつくることに正副議長さん中心になって取りまとめいただいて、是非国会でそういう場を置いていただきたいと、こういうふうに思います。

また、まとまりましたら、できるだけ速やかに立法化して、早い機会にこの国会で通すことを強く希望いたします。

以上です。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。

自由党さん、よろしいですか。

○衆議院議員（玉城デニー君）　繰り返しになりますが、議長案については、昨年八月八日の天皇陛下のおことばをそんたくしているとは言えず、また、陛下のおことばを受けた国民の総意に十分寄り添うものになっていないのではないかと自由党は考えております。

ですから、今後、開かれた議論の場を国会に設けて、女性宮家の創設を含む皇室典範の改正の議論も進め、今国会中に成案を得るよう努めるべきであるというふうに意見いたします。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございました。

○衆議院議員（玉城デニー君）　済みません、言葉を付け加えるのを忘れましたが、よって、自由党は了とできないということを添えておきたいと思います。

○参議院議長（伊達忠一君）　分かりました。ありがとうございます。

それでは、社民党さん、お願いいたします。

○参議院議員（又市征治君）　この一致点を見出すべく各党・各会派の御努力があり、それを受け止めていただいて両院の正副議長さん方に取りまとめをいただいた、この点は、前回も申し上げましたが、大筋了解をしたい、このことで我が党も見解をまとめさせていただきました。

なお、中身とすれば小異を残して大同に付いたという格好でしょうから、法案審議などの場で幾らかそうした更に突っ込むべき問題は議論をさせていただきたい、このように考えています。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございます。

それでは、松沢先生。

○参議院議員（松沢成文君）　無所属クラブの松沢でございます。

まず、急遽、証人喚問の件で参議院の予算委員会が入ってしまいましたので、遅れた御無礼をお許しいただきたいと思います。

私たちとしても、両院の正副議長にまとめていただいたこの方針に賛同をいたします。

前回も多少の意見を述べさせていただきましたけれども、こうして各党・各会派が集まって一致点を見出して、それを政府に要請するという形で今後法案ができてくると思います。しっかりと今後も対応していければというふうに思っておりまして、私たちの意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○参議院議長（伊達忠一君）　どうもありがとうございました。

じゃ、日本のこころさん、お願いいたします。

○参議院議員（中山恭子君）　ありがとうございます。日本のこころ、中山でございます。

議長、副議長の皆様、本当に誠心誠意、しかも大変丁寧な形で各党の意見を取りまとめていただきましたこと、また、まずお聞きいただいたことについて、心から敬意を表しますし、感謝申し上げます。

憲法違反にならない形で、皇室典範の附則を通して特例法で今上陛下の御退位につながる方向で進めるという、この考え方につきましては、私ども、元々そのように考えていたところでございまして、大変有り難いことですし、この形で政府側も進めていただけたら有り難いことだと考えております。そこは全く問題ございません。ありがとうございました。

ただ、この国会報告についての５番のところは、やはり、「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家」となっておりまして、これは素直に読めば女系天皇の創設という形に読み取れる可能性が非常に強い文言でございますので、その点につきましては、さらにこの点についてここで決めてしまうという、どう言ったらいいんでしょう、そういう方向で進めるようにという示唆を含んでいるようにこの文言から受け止められるものですから、さらに、もしその辺りを今後の皇位継承確保という意味で検討するのであれば、それ以外のことについても、また今は悠仁様がいらっしゃるわけですので、それを直ちに検討せよということについては、私自身、党の方もちゅうちょするところでございます。

したがって、継承の確保について検討してほしいというような言い方にしていただけたら大変有り難いと思って、昨日その旨のコメントをお出しいたしました。

まさに、ここまで進めていただきましたこと、すばらしいことだと思って敬意を表しております。ありがとうございます。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございました。

それでは、沖縄の風さん、お願いいたします。

○参議院議員（伊波洋一君）　沖縄の風として、「「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」に異存はありません。

両院正副議長並びに各党・各会派の御尽力に改めて敬意を表したいと思います。あわせて、沖縄の風も小会派ながら議論に参加できましたことを皆様に感謝申し上げます。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございました。

手短に皆さん方から御発言をいただきまして、感謝申し上げます。

それでは、大島議長。

○衆議院議長（大島理森君）　これまでの間、各党・各会派の代表者の皆様方から真摯かつ非常に見識のある御所見を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、敬意を表したいと思います。

今日までの経過も総理にしっかりとお話をさせていただきたいと思います。

この後、二時から安倍総理大臣に「とりまとめ」を手交する予定でございますが、その際、６にありますように、この「とりまとめ」を、我々四者の認識として、立法府の総意として厳粛に受け止め、直ちに法律案の立案に着手し、誠実に立案作業を行うとともに、法律案の骨子ができ上がった段階において、当該要綱を全体会議に提示していただき、そこで確認を経た後、速やかに国会に提出するよう、強く申し上げさせていただきたいと思います。

改めて、皆様方の真摯な、かつ非常に高い見識のある御意見に感謝と敬意を表します。これから法案作業、政府がすると思いますが、先ほど申し上げたように、政府が骨子においてまたいろいろお話をさせていただくことになるとは思います。また、委員会等も開かれて、これは当然にその委員会での御議論もあろうかと思います。

改めて御礼を申し上げて、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○参議院議長（伊達忠一君）　ありがとうございました。

それでは、お配りいたしました「とりまとめ」は全体会議としての「とりまとめ」とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますね。

ありがとうございます。

それでは、この「とりまとめ」につきましては、先ほど大島議長からもお話ございましたように、我々四者が安倍総理大臣にお渡しをさせていただきたいと思っております。

そして、るる、法律案の概要なんかにつきましては、次回につきまして、政府からの内容次第でまた御案内を皆さん方にさせていただきたいと思いますので、それでよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、最後に大島議長、何かございますか。

では、川端副議長、ございますか。

郡司副議長、よろしゅうございますか。

それでは、全体会議七回、それから意見聴取二回という計九回にわたっての御努力に本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

○衆議院議長（大島理森君）　どうもありがとうございました。

午後一時二十七分散会

「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する
衆参正副議長による議論のとりまとめ

１．はじめに―立法府の主体的な取組の必要性

「天皇の退位等」に関する問題を議論するに当たって、各政党・各会派は、象徴天皇制を定める日本国憲法を基本として、国民代表機関たる立法府の主体的な取組が必要であるとの認識で一致し、我々四者に対し、「立法府の総意」をとりまとめるべく、御下命をいただいた。

２．今上天皇の「おことば」及び退位・皇位継承の安定性に関する共通認識

その上で、各政党・各会派におかれては、ともに真摯に議論を重ねていただき、その結果として、次の諸点については、共通認識となったところである。

① 昨年８月８日の今上天皇の「おことば」を重く受け止めていること。

② 今上天皇が、現行憲法にふさわしい象徴天皇の在り方として、積極的に国民の声に耳を傾け、思いに寄り添うことが必要であると考えて行ってこられた象徴としての行為は、国民の幅広い共感を受けていること。

このことを踏まえ、かつ、今上天皇が御高齢になられ、これまでのように御活動を行うことに困難を感じておられる状況において、上記の「おことば」以降、退位を認めることについて広く国民の理解が得られており、立法府としても、今上天皇が退位することができるように立法措置を講ずること。

③ 上記②の象徴天皇の在り方を今後とも堅持していく上で、安定的な皇位継承が必要であり、政府においては、そのための方策について速やかに検討を加えるべきであること。

３．皇室典範の改正の必要性とその概要

⑴ さらに、各政党・各会派においては、以上の共通認識を前提に、今回

の天皇の退位及びこれに伴う皇位の継承に係る法整備に当たっては、憲法上の疑義が生ずることがないようにすべきであるとの観点から、皇室典範の改正が必要であるという点で一致したところである。

(2) その具体的な書き方については、「天皇の退位については皇室典範の本則に規定すべきである」との強い主張もあったが、我々四者としては、そのような主張の趣旨をも十分に踏まえながら、①国民の意思を代表する国会が退位等の問題について明確に責任を持って、その都度、判断するべきこと、②これにより、象徴天皇制が国民の総意に基づくものとして一層国民の理解と共感を得ることにつながること等といった観点から、皇室典範の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに基づく退位の具体的措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律（以下単に「特例法」という。）で規定するのがよいと考えた次第である。

具体的には、皇室典範の附則に、次のような趣旨の規定を置き、この下で特例法を定めるものとすることが考えられるのではないか。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第　　号）は、この法律と一体をなすものである。

この規定により、①憲法第2条違反との疑義が払拭されること、②退位は例外的措置であること、③将来の天皇の退位の際の先例となり得ることが、明らかになるものと考えられる。

４．特例法の概要

特例法においては、以下のような趣旨の規定を置くことが適当ではないか。

(1)　今上天皇の退位に至る事情等に関する規定に盛り込むべき事項

①　今上天皇の象徴天皇としての御活動と国民からの敬愛

昨年８月８日の「おことば」は、国民の間で広く深い敬愛をもって受け止められていること。また、今上天皇は、在位 28 年余の間、象徴としての行為を大切にしてこられ、これに対する国民の幅広い共感を受けていること。

②　今上天皇・皇太子の現況等

今上天皇が高齢であること。皇太子は、今上天皇が即位された年齢を越え、長年、国事行為の臨時代行等を務めてこられたこと。

③　今上天皇の「おことば」とその発表以降の退位に関する国民の理解と共感

今上天皇の退位については、従来のようにお務めを果たすことに困難を感じておられる状況において、昨年８月８日の「おことば」が発表されて以降、そのお気持ちが広く国民に理解され、共感が形成されていること。立法府においても、その必要性が共通認識となっていること。

(2)　今上天皇の退位とこれに伴う皇位継承に関する規定

※　今上天皇の退位の時期の決定手続における皇室会議の関与の在り方については、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて結論を得るよう努力するものとする。

(3)　退位後の天皇の御身位、敬称、待遇等及び皇嗣に係る事項に関する特例規定

退位後の今上天皇の補佐体制その他の退位に伴う諸事項（宮内庁法、皇室経済法等）の法整備を含む。

※「退位した天皇の呼称など」「皇嗣の呼称など」及び「その他」に関する項目（別紙参照）については、上記の法整備に係る検討項目の中に含まれている。

以上のような法形式をとることにより、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受け止め方を踏まえて判断することが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けることができることとなる一方、これが先例となって、将来の天皇の退位の際の考慮事情としても機能し得るものと考える。

５．安定的な皇位継承を確保するための方策についての検討及び国会報告について

安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、政府において、今般の「皇室典範の附則の改正」及び「特例法」の施行後速やかに検討すべきとの点において各政党・各会派の共通認識に至っていたが、その検討結果の国会報告の時期については、「明示することは困難である」とする主張と「１年を目途とすべきである」とする主張があり、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて合意を得るよう努力していただきたい。

６．おわりに―政府に対する要請

各政党・各会派においては、いずれも「退位に係る立法措置は今国会で成立させるべき」との思いを共有している。

したがって、政府においては、以上に述べた「立法府の総意」を厳粛に受け止め、直ちに法律案の立案に着手し、誠実に立案作業を行うとともに、法律案の骨子を事前に各政党・各会派に説明しつつ、法律案の要綱が出来上がった段階において、当該要綱を「全体会議」に提示していただき、そこで確認を経た後、速やかに国会に提出することを強く求めるものである。

別紙

天皇の退位に関連して検討を要する主な法律の規定

一　皇室典範の関連規定

１　**退位後の天皇を皇族の範囲に含めることの要否**：第 5 条〔皇族の範囲〕、第 11 条〔皇族の身分の離脱〕

２　**退位後の天皇を皇位継承者・摂政就任者に含めることの要否**：第 2 条〔皇位継承の順位〕、第 17 条〔摂政就任の資格及び順位〕

３　**退位後の天皇の呼称**：第 5 条〔皇族の範囲〕

４　**退位後の天皇の敬称**：第 23 条〔敬称〕

５　**天皇の退位に係る儀式の要否**：第 24 条〔即位の礼〕

６　**退位後の天皇が崩じたときの礼**：第 25 条〔大喪の礼〕

７　**退位後の天皇が崩じたときの陵墓**：第 27 条〔陵墓〕

８　**退位後の天皇の皇室会議の議員の就任制限の要否**：第 28 条〔皇室会議の議員〕

９　**今上天皇の退位後の文仁親王（秋篠宮）殿下に関連する規定**

①　**呼称**：第 8 条〔皇太子・皇太孫〕

②　**皇族の身分の離脱制限の要否**：第 11 条〔皇族の身分の離脱〕

二　皇室典範以外の法律の関連規定

１　**退位後の天皇の皇室費の定め（文仁親王殿下についても同様）**：皇室経済法第 4 条〔内廷費〕、第 5 条〔宮廷費〕、第 6 条〔皇族費〕、皇室経済法施行法第 7 条〔内廷費の定額〕、第 8 条〔皇族費の定額〕

２　**退位後の天皇の国会の個別的議決不要の財産授受に関する一定価額の定め（文仁親王殿下についても同様）**：皇室経済法施行法第 2 条

３　**退位後の天皇を補佐する宮内庁の組織及び人員等（文仁親王殿下についても同様）**：宮内庁法第 3 条〔部の設置〕、第 4 条〔侍従職〕、第 6 条〔東宮職の事務〕、国家公務員法第 2 条（一般職及び特別職）、特別職の職員の給与に関する法律第 1 条（目的及び適用範囲）、別表第一、行政機関の職員の定員に関する法律第 1 条（定員の総数の最高限度）、警察法第 29 条（皇宮警察本部）、第 69 条（皇宮護衛官の階級、職務等）

４　**国民の祝日に関する法律第 2 条に定める天皇誕生日の改正**

５　**三種の神器等に係る贈与税の非課税等**：相続税法第 12 条（相続税の非課税財産）、第 21 条の 3（贈与税の非課税財産）、関税定率法第 14 条第 1 号（無条件免税）

６　**退位後の天皇に対する刑法の名誉毀損罪・侮辱罪の告訴権者**：刑法第 232 条（親告罪）

７　**退位後の天皇の住居に関する小型無人機等の飛行禁止区域の改正の要否**：国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 2 条（定義）

８　**退位後の天皇の検察審査員の就任制限の要否**：検察審査会法第 6 条

※　**元号法に基づく政令による元号の改め**

「衆参正副議長による議論のとりまとめ」に対する民進党の意見

○「皇室典範の一部を改正する法律案」と「天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成２９年法律第　　号)」（後者を以下「特例法」という）とは別法案として提出されるべきである。

○「皇室典範の一部を改正する法律案」に示される皇室典範附則案として、「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成２９年法律第　　号）は、この法律と一体をなすものである。」と提示されているが、最初に出てくる「退位」とは、特例法の名称とは別個の普通名詞としての「退位」であることを前提に、この附則により退位が事実上恒久的に制度化されたものと理解する。

○本附則を規定することと「退位は例外的措置であること」は必ずしも論理必然の関係にはない。民進党は、退位は例外的措置であるとの立場には立たない。

○特例法に盛り込まれた事情は、将来の天皇の退位の際の考慮事情として事実上要件化されたものと理解する。

○「今上陛下の『おことば』とその発表以降の退位に関する国民の理解と共感」については、「退位が今上陛下のお気持ちに反していない」という事情が読み込まれているものと理解する。

○天皇が「日本国の象徴」であり、また天皇の現況等には個別具体的事情が含まれることからも、必ずしも退位の時期の決定手続きに限らず、三権の長と皇族二方が委員となる皇室会議の関与を積極的に検討すべきであると考える。

○安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、政府においても検討することを否定するものではないが、一方国会において議論を開始すべきであり、１年を目途に結論を示すべきである。

○「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」という名称が示すように、政府の有識者会議は極めて限定的な課題を扱っており、名称なども含めて見直すべきである。

「衆参正副議長による議論のとりまとめ」についての意見

２０１７年3月１６日　日本共産党

１、天皇退位の立法化にあたって、その立法理由が「退位を認めることについて広く（主権者である）国民の理解が得られている」ことにおかれるならば、憲法にてらして適合的であり、了としうる。

２、この点にかかわって「とりまとめ」にはいくつかの問題点がある。
①「おことば」を「重く受け止めている」とあるが、政治の側が「重く受け止めて」立法措置をとるとなると、憲法に背いた政治的権能の行使ということになりかねず、不適切であり、同意できない。わが党は、一貫して、天皇の発言は「理解できる」としたうえで「政治の責任において退位を立法化すべき」という立場を表明してきた。
②「特例法の概要」では、立法理由について、「共通認識」でのべられている「退位を認めることについての国民の理解」ではなく、「（天皇の）お気持ちが広く国民に理解され、共感が形成されていること」となっている。この表現も、憲法に背いた政治的権能の行使ということになりかねず、不適切である。
③「（天皇の）象徴としての行為は、国民の幅広い共感を受けている」など、天皇の「象徴としての行為」のすべてを肯定的に評価する記述があるが、わが党は、そうした評価には同意できない。また、退位を立法化するさいに、そうした評価を法律に書き込むことは必要がない。

３、「とりまとめ」のご苦労は多としたいが、上記の問題点もあり、全会派を拘束する文書とすべきではない。

この問題は、憲法にかかわる重要な問題であり、自由な国民的議論を踏まえ、国会での慎重で十分な審議をつうじてすすめるべきであり、「とりまとめ」を今後の国会審議を縛るものとしてはならない。

以上

平成２９年3月１７日
日本維新の会

「『天皇退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」に関する見解について

今般のとりまとめは、我が党の主張に沿うものであり、基本的に賛成できる。
一方、皇室に係る議論の場を国会につくるべきとの主張も記載を求めたい。

一．皇室典範に根拠をおく特例法の制定について

天皇陛下の譲位について、我が党は、皇室典範に根拠を設けたうえで、一代限りの譲位を可能とする特例法を制定すべきことを主張した。とりまとめにおいては、この点について、我が党の当初よりの主張が反映されたものと考える。

・合憲性について

とりまとめでは、憲法上の疑義を生じさせないために皇室典範の改正が必要であるとの認識が示された。我が党は、この問題の議論にあたって合憲性を重視しており、この認識を共有している。

・法形式について

とりまとめでは、皇室典範の附則で特例法と典範の一体性を記す案が示されており、この案ならば、我が党の主張する法形式になるものと考える。

・特例法の概要について

特例法の概要に関する案は、その都度、諸事情を勘案できる内容であるとともに、今後の先例として重要な規範となりうる一般性も備えているものと考える。

また、天皇陛下の意思表明が憲法違反にならないようにするとともに、天皇陛下の御意思に沿わない譲位を防ぐ必要がある。この点は、今上陛下が譲位の御意思を表明されたのではなく御高齢等に関する御認識を述べたという経緯を盛り込む案で、恣意的な譲位や強制的な譲位を防ぐことができると考える。

二．皇室に係る諸課題の議論の場を国会に設置することについて

我が党より皇室に係るその他の諸課題の議論を行う場を早急に国会にも設置すべきとの主張があったことや、それを受けての今後の方向性についての内容が盛り込まれていない。なお皇位継承の在り方等について国会にても議論する場をつくるべきとの主張は、他党からもなされたところである。とりまとめにおいては、政府においてその方策の速やかな検討がなされるべきとされているが、意見のあった国会における議論の場の方向性についても記載を求める。

以上

天皇陛下の退位に関する衆参両院議長案について

議長案については、昨年８月８日の天皇陛下のお言葉を忖度しているとは言えず、また、陛下のお言葉を受けた国民の総意に十分寄り添うものになっていないのではないかと自由党は考える。

今後、開かれた議論の場を国会に設け、女性宮家の創設を含む皇室典範の改正の議論を進め、今国会中に成案を得るよう務めるべきである。

2017年3月13日

天皇の退位等についての見解（最終）

社会民主党

全国民の代表者からなる立法府が、衆参両院の正副議長の下、憲法に基づく象徴天皇の問題について「国民の総意」を見つけ出す努力を重ねたことは憲法の精神に適うものとして評価される。

① 昨年８月８日の天皇の「おことば」を真剣に受け止め、これを尊重しようということが「国民の総意」であると見なし、各政党・各会派が「天皇の退位」について一致したことを重く受け止める。

② 「天皇の退位」を認めるが今上天皇に限るとすれば、制度として安定的な皇位継承とはいえないので、将来の全ての天皇においても適用される制度とするべきである。
ただ、今上天皇一代限りと主張される政党も、「これが将来の先例となる」と認められているので、敢えて拘らない。

③ その場合の立法措置は、憲法第２条が、皇位について「国会の議決した皇室典範の定めるところにより」と定めていることから、皇室典範を改正すべきである。逆に皇室典範の改正によらない特例法は、憲法の重みを無視し違憲の疑いが生じかねない。
そこで、特例法を主張される政党も、「皇室典範と特例法が一体のものであるという『つなぎ』を附則に書く」とされているので、違憲の疑いは解消されるものと理解する。

④ 制度として安定的な皇位継承とする観点から、「退位の要件」を明確にするべきであることを求めてきたが、**「退位に至る事情を書き込む」ことで事実上担保できればかまわない。**

⑤ 憲法第2条は、「**皇位は、世襲のもの**であつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」としているだけで、**男女の区別や男系・女系の区別をしていない。皇室典範で、皇位の継承資格は「皇統に属する男系の男子」**としているにすぎない。皇位の安定的継承のため、今後も**引き続き、女性天皇、女性宮家などについても議論を**行っていくことを要請する。

⑥ 国会が皇室典範（あるいは特例法）を発議するべきだと主張してきたが、**立法府が国民の総意をまとめ、合意した内容の立法事項を政府に委任することは否定しない。**

平成29年3月16日

「『天皇の退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」に対する意見

無所属クラブ　松沢成文

これまでの議論のとりまとめとしてお示しいただいた内容については、概ね賛同するところではございますが、以下に意見を申し上げます。

１、特例法は、今上陛下の退位に対応するものですが、その目的に沿う有効期間を付した時限立法とすべきです。この点を「４．特例法の概要」へ明記すべきであると考えます。

２、「５．安定的な皇位継承を確保するための方策…」において、「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、…」と記されています。

この点について、天皇制の維持・発展のため、「女性宮家創設」に加え、「旧宮家の皇籍復帰」も明記して、双方の議論を含め速やかに検討を進めることが必要であると考えます。

僭越ながら以上２点を申し上げますが、最終的には衆参正副議長のご判断を尊重いたします。

以　上

平成２９年３月１６日

「『天皇の退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論の取りまとめ」に対する日本のこころ意見

日本のこころ
代表　中山恭子

衆参正副議長におかれましては、この問題につきまして、少数会派にも十分なる御配慮を頂くなど、誠心誠意、極めて慎重かつ丁寧に意見を聴取し、議論を取りまとめて頂きましたことに、改めて感謝申し上げます。

日本のこころと致しまして、今回の「取りまとめ」について、１点だけ意見を申し上げる無礼をお赦しください。

「取りまとめ」の「５　安定的な皇位継承を確保するための方策についての検討及び国会報告について」の「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、」の箇所につきまして、以下のように修文して頂きたい。

「安定的な皇位継承の（を）確保（するための女性宮家の創設等）については、」

カッコ内（を）を「の」に改め、（するための女性宮家の創設等）の部分を削る。

衆参正副議長におかれましては、何卒、ご理解を賜りたく伏してお願い申し上げます。